

令和元年（ワ）第31444号 損害賠償請求事件

原告 池上俊二ほか11名

被告 国

証拠説明書(3)

令和3年3月18日

東京地方裁判所民事第43部合C1係 御中

被告指定代理人

本 村 行



服 部 文 子



大 野 史 絵



倉 重 龍 輔



志 田 智 之



高 橋 あゆみ



三 島 大 介



山 本 勇 治



略語等は、答弁書等の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原本写 しの別	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 8	改正養子法の解説(抜 粋) (細川清)	写し	H5. 6. 20	親権者でない父母が、その子と第三者との間の縁組について同意権を有していないのは、昭和57年以降に行われた養子制度の全般的な検討の中で、そのような同意権を与えることについては、実際上多くの割合を占める連れ子縁組が不必要に困難になり、離婚した夫婦間に新たな紛争を惹起するなどの弊害が予想されるという反対意見が強かったとの経緯があること